

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

大便器用フラッシュバルブ 一式

(2) 調達物品の仕様

別添フラッシュバルブ仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 納入期限

令和 6 年 7 月 31 日

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町 150 番地 鳥取県立厚生病院

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）

イ 建物等の保守管理の給排水施設管理（運転保守）

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 6 年 4 月 24 日（水）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 4 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 以下のいずれかの条件を満たす者であること。

ア 鳥取県内にある市町村水道局等が指定する給水装置工事事業者であること。

イ 本件調達の公告日を起算日とする過去 5 年以内に、公共施設において給水工事（250 万円以上で上水道を取り扱うものとし、国又は地方公共団体が発注したものに限る。）の実績を有すること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

鳥取県立厚生病院事務局総務課施設担当

電話 0858-22-8181

電子メール kousei byoui n@pref. tottori . lg. jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年4月18日(木)から同年5月21日(火)までの間にインターネットの鳥取県立厚生病院のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoun/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年4月18日(木)から同年5月21日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月29日(水) 午前11時

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月28日(火)午後5時とする。

イ 場所

倉吉市東昭和町150番地 鳥取県立厚生病院 第3会議室(外来・中央診療棟5階)

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和6年4月24日(水)正午までに提出することし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和6年5月7日(火)午後5時までに5の(1)の場所で書面閲覧を行うとともに、インターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoun/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書(様式第3号)は、封書にし、封筒の表面に「入札書」と記入するとともに調達物品の名称及び入札者名を記入して提出すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者にとっては、7の事前提出物を作成の上、令和6年5月21日(火)

正午までに4の(1)の場所に郵便、信書便(必着)又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出資料は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は1部とする

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(4)を証明する書類

[例] ○2(4)アの場合は、指定業者であることを証する書の写し、又は指定している水道局等のホームページに掲載されている指定業者一覧の写し

○2(4)イにおいては契約書(※)及び工事等の検査結果通知書の写し(いずれも契約相手先及び年月日が記載されたものに限る)

(※) 工事内容がわかるよう、契約書に綴ってある仕様書又は図面の写しも添付すること。

8 資格審査について

(1) 6の(2)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年5月24日(金)までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立厚生病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年5月27日(月)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立厚生病院長は、説明を求めた者に対して令和6年5月28日(火)までに書面により回答する。

9 入札条件

(1) 入札は、紙入札による。

(2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とする。

入札者は、見積もった金額(前項で示す業務の期間に係る総額)を入札書に記載すること。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)

(5) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(6) 郵送の場合、入札書は件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない入札書を2通以上提出した場合は無効とする。

(7) 入札者は、政令、会計規則、財務規程、本件公告、仕様書、契約条項及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(8) 入札後、本件公告、仕様書、契約条項及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 0 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1 1 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者（4の(4)の場合を除く。）のした入札

(3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第 4 号）を 4の(1)の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

(4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札

(5) 政令、会計規則、財務規程、本件公告、仕様書、契約条項及びこの入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

(6) 入札書の「入札担当者氏名」が入札に関する権限を有する者（代表者又は受任者）となっていない入札

(7) 入札書を鉛筆等の文字が消去できるもので記載した入札

1 2 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

1 3 契約書作成の要否

要

1 4 手続における交渉の有無

無

1 5 その他

(1) 委任状及び入札書の宛名は、「鳥取県立厚生病院 院長 花木 啓一」とする。

(2) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(3) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(4) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(5) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

ない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（6）10の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を4の（1）の場所に提出すること。

（7）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書（様式第6号）を、4の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。